

ベンチャー・中小企業や地域における 知的財産の活用促進について

(第2回知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会 資料)

平成22年12月2日

経済産業省特許庁

知的財産推進計画2010関係部分

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

(1) 支援施策を充実する。

具体的な取組		概要	担当府省
1	新たな出願支援策の創設（短期）	特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策（例：「特許パック料金制度」（特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度））やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。	経済産業省
2	特許関係料金減免制度の拡充（短期）	特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。	経済産業省
4	外国出願支援の拡充（短期）	外国出願費用の助成制度を拡充する。	経済産業省

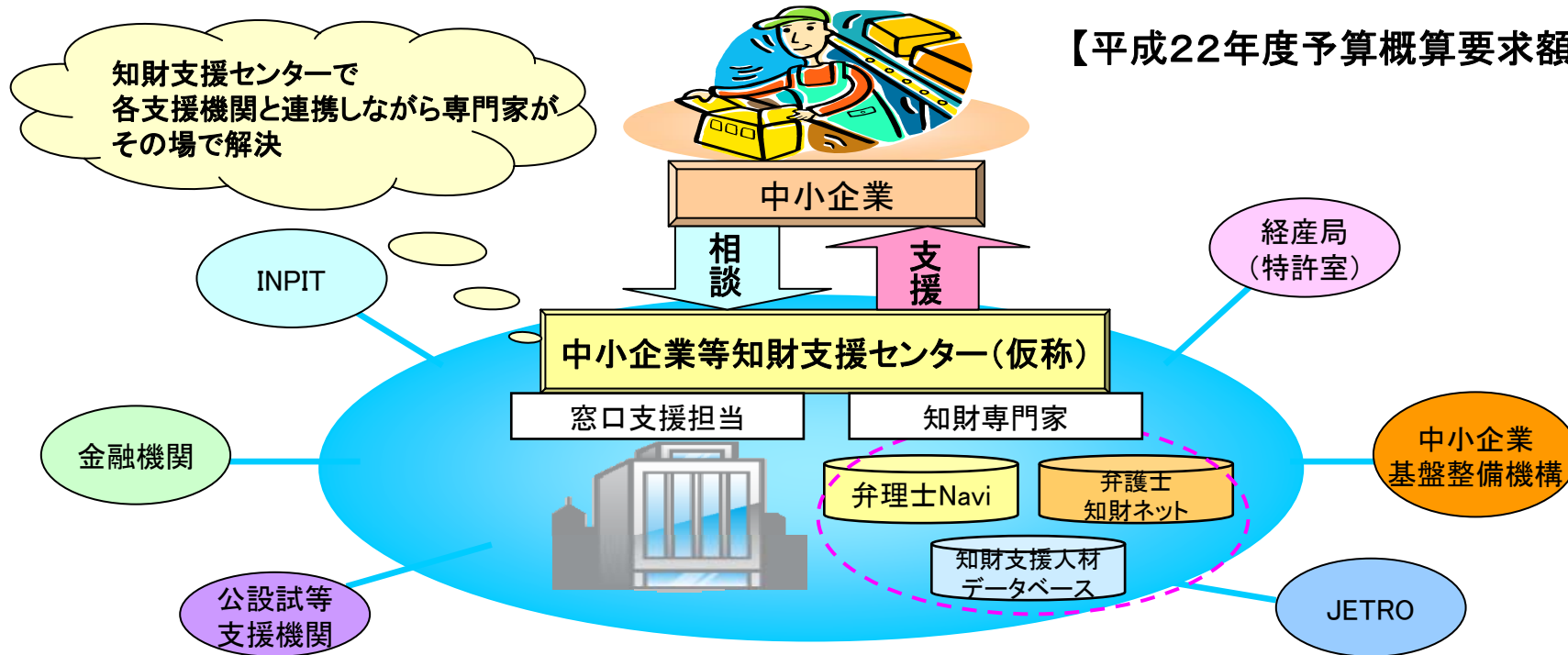
(2) 相談窓口・支援体制を整備する。

5	ワンストップ相談窓口の整備（短期・中期）	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。	経済産業省 農林水産省
---	----------------------	---	----------------

中小企業に対する新たな知財支援体制

中小企業の知財活用支援の中核として都道府県ごとに中小企業の知財の課題等を一元的に受け入れる「中小企業等知財支援センター(仮称)」を設置し、様々な専門家・支援機関等と連携して事業を実施することにより、中小企業の経営課題を知財面から支援する事業を開始予定。

【平成22年度予算概算要求額:20億円】

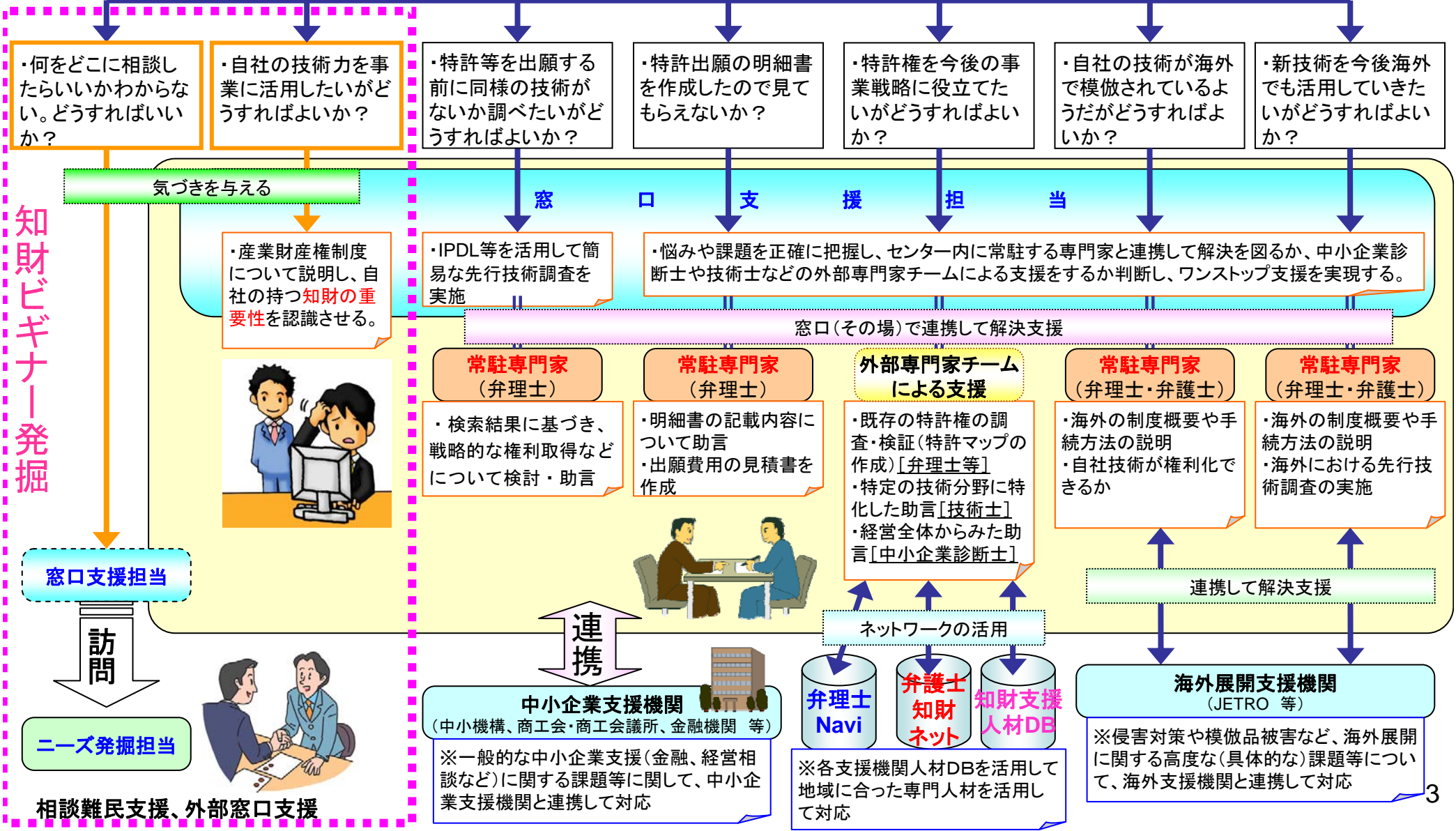


中小企業等(個人、知財ビギナー企業～知財ベテラン企業)への支援事例

- ・自社のアイデア・技術を事業に活用したい → ・アイデア・技術＝知財の認識を持たせ、知財を活かした経営戦略の構築を支援
- ・研究開発の成果を適切に保護したい → ・特許等で権利化すべきか、ノウハウ管理すべきか等の検討・助言

中小企業等知財支援センター(仮称)の具体的支援イメージ

中小企業等(個人、知財ビギナー企業～知財ベテラン企業)



特許料金制度の改善

審査請求料の引下げ

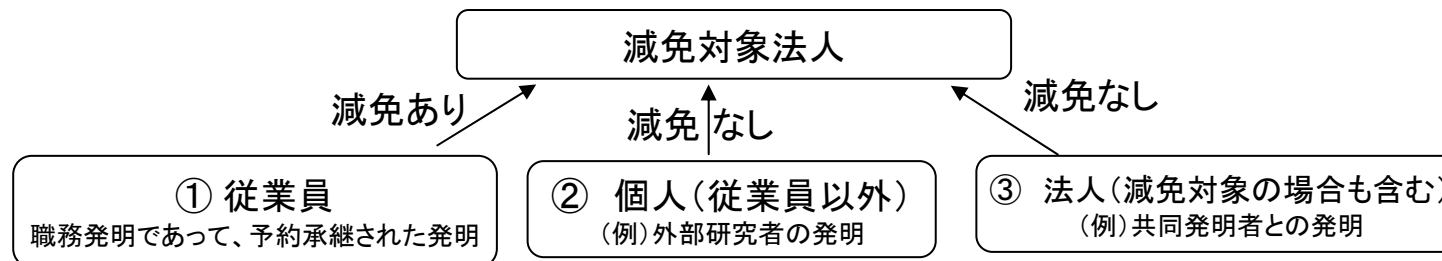
○審査請求料(基本料金168,600円+4000円×請求項数)につき、基本料金について重点的な引下げを行う。

減免対象の拡充

○現行の特許法において「資力に乏しい者」とされている減免対象者の要件を緩和し、減免対象者を拡充する。

○現行の減免制度は、職務発明でありかつ予約承継がなされた発明に限り、承継人を減免対象とするが、共同開発等において発明を譲渡された場合を含めて減免の対象とする。

(参考) 現行減免制度における発明の承継を受けた場合の扱い



減免期間の延長

特許料減免期間(1-3年)における減免額が平均5,000円程度であり、効果が小さくなっていることから、減免期間を延長する。

中小企業・大学等に対する特許料金減免制度の現状

減免制度の概要

対象	減免規模	要件	証明書類	根拠法律
資力に乏しい個人	審査請求料: 免除 特許料(1~3年): 免除	生活保護を受けている または 市町村民税が課されていない	生活保護を受けていることを証明する書類、 市町村民税(非)課税証明書	特許法
	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 3年間猶予	所得税が課されていない	納税証明書、源泉徴収票	特許法
資力に乏しい法人	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 3年間猶予	資本金3億円以下 法人税又は事業税が課されていない	納税証明書、定款、株主名簿、 職務発明であることを証明する書面 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料: 半減 特許料(1~3(一部6)年): 半減	試験研究費比率が売上の3%超 中小企業新事業活動促進法による認定 等	試験研究等比率の証明、従業員数の証明(雇用保 険等の写し)、資本金 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 半減	職務発明であること 等	職務発明認定書、大学等が権利承継を受けた証明 等	産業技術力強化法 等

減免対象、利用の拡大に向けた取組

実施時期	対象	内容
平成12年1月	資力に乏しい法人	特許料、審査請求料(新設)
平成12年4月	研究開発型中小企業	特許料、審査請求料(新設)
	大学・大学研究者	特許料、審査請求料(新設)
平成16年4月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立5年以下→10年以下)
	公設試験研究機関 等	特許料、審査請求料(新設)
平成18年8月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立10年以下→撤廃)

- ▶ 各種説明会やセミナーなど、あらゆる機会を通じて減免制度を紹介。特に、実務者向けの説明会や中小企業等へ直接訪問して制度説明する際には減免制度の手続き等を詳細に説明。
- ▶ 減免制度を紹介したパンフレットを平成17年度以降、延べ約130万部配布するなど、近年減免制度を強力にPR。

減免利用実績

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人・中小企業	1,522件	3,739件	4,553件	5,342件	6,348件	6,115件
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	196件	1,275件	1,813件	2,951件	3,846件	4,164件

- ▶ 減免制度の利用拡大に向けた取組みにより、利用実績は増加傾向にある。

(参考)米国のスモールエンティティ制度について

【制度の概要】

- ① 特許の出願・登録・維持等の手数料を50パーセント減免
- ② 対象を小規模団体として広く規定
従業員500人未満の企業、大学・政府研究機関等の非営利団体、個人が対象
- ③ 減免申請手続は、自らが小規模団体であるとの自主申告で可能
- ④ 虚偽申請の場合、事後的に特許無効、行使不能となる

(出典) 平成16年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

減免制度利用件数の日米比較 (2008年)

	日本	米国
中小企業数	420万社	2,200万社
出願件数	391,002件	468,669件
中小企業・個人・大学等による出願件数	45,400件	120,888件
審査請求件数	347,836件	
中小企業・個人・大学等による審査請求件数	44,400件	
減免制度の利用件数	8,237件	
特許査定件数	159,961件	153,270件
中小企業・個人・大学等の特許査定件数	22,605件	30,888件
減免制度の利用件数	2,043件	30,888件

(出典) 産業構造審議会知的財産政策部会第33回特許制度小委員会 資料1

海外出願支援策について

地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国への出願に要した費用(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等)を支援する事業。都道府県等中小企業支援センターが行う事業を支援する形で実施。

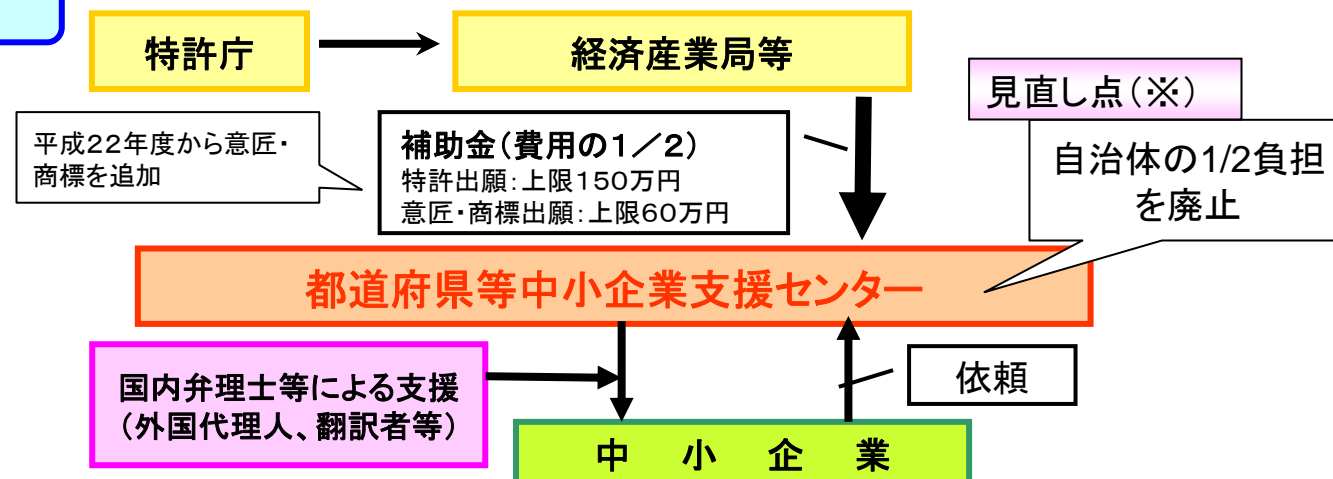
実施状況・利用状況

平成20年度には4地域、平成21年度には8地域、平成22年度には10地域と実施地域は増加傾向にあり、それに伴い、支援企業数、支援総額共に増加している。

通算では、36社の中小企業等に対して総額約1,400万円の支援を実施しており、1件あたりの平均支援額は約40万円となっている。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(10月末時点)
支援企業数	11社	25社	51社
支援総額	444万円	961万円	約2,000万円

スキーム



※ 緊急経済対策として、より多くの都道府県等中小企業支援センターにおいて実施が可能となるように、本支援制度の実施に係るスキームの見直しを11月22日付で実施。



中小企業等への知財関係支援策(平成22年度)

※文中の数値は平成21年度実績。
赤字は平成22年度末に廃止される事業。



知財総合支援窓口(通称:ワンストップ窓口)の利用状況

全国共通の電話番号で知的財産についての相談を受け、各都道府県に設置した最寄りの「知財総合支援窓口(通称:ワンストップ窓口)」において対応している。

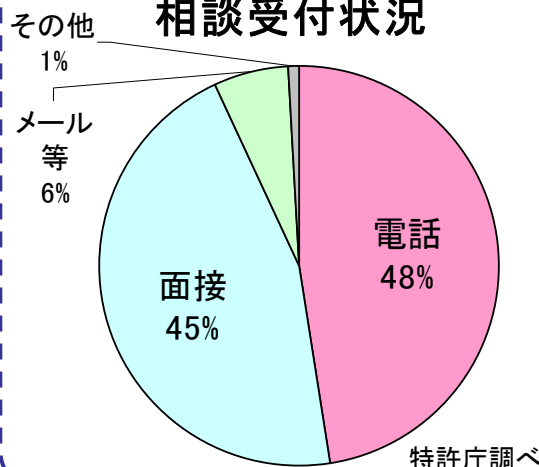
総合支援窓口の利用状況

	実績
人数	約16,000人
件数	約26,000件
専門家派遣	約1,000人
相談会	約3,600回

※ 平成22年4月～10月分の実績値。

(出典) 特許庁調べ

相談受付状況



全国共通の電話番号を利用した電話による相談が約48%、各都道府県に設置した窓口を訪問しての相談が約45%となっており、電話と面接による受付で9割以上を占めている。

知財総合支援窓口(全国共通)

0570-082100



行政事業レビュー／行政事業仕分けの結果について

経済産業省所管公益法人改革 [5月17日]

以下の評価結果となった。

- ▶特許流通アドバイザー派遣事業・・・H22年度末に廃止。

行政事業レビュー [5月26日～28日]

特許庁の事業については3つの事業が対象となり、以下の評価結果となった。

- ▶中小企業産業財産権出願等支援事業・・・抜本的改善。公募条件を改善し、一層競争を働かせる。

コメント：出願を中心とした支援は制度を抜本的に見直すべき。

社会的インフラとして必要とされていることは理解。

- ▶中小企業等先行技術調査支援事業・・・抜本的改善。事業者に応分の負担を求める。

コメント：基本的に個別の企業が負担すべき。自らネットで検索できるようにすべき。

- ▶地域中小企業知的財産戦略支援事業・・・廃止。

コメント：民間（弁理士協会等）の活動に委ねるべき。自己負担を原則として行うべき。

行政事業仕分け第3弾 [10月27日～30日]

特許庁の事業については2つの事業と特許特別会計制度が対象となり、以下の評価結果となった。

- ▶特許電子図書館事業・・・H27年度の新システム移行に併せて廃止。それまでは最大限のコスト削減。

コメント：廃止までの間も、削れる予算を徹底的に縮減し、コスト削減を大胆に行うべき。

- ▶知的財産教育セミナー開催事業・・・事業廃止。

コメント：特許庁が特許特別会計で行う事業ではない。知的財産教育は全児童、生徒に対して行うべき。知財本部と工夫し、文部科学省に知的財産教育をさせるべき。

- ▶特許特別会計制度のあり方・・・現行制度を維持する。ただし、ガバナンスの強化が前提。

コメント：特別会計では、審査、審判という本来の業務に原則限定するべき。コスト削減に努め、審査の迅速化、審査料の低減のための原資とすべき。事務所の移転等、資産についての抜本的な検討を行うこと。

(参考)「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」について

特許庁は、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するべく、知的財産戦略本部をはじめ関係省庁の協力のもと、ポスター、新聞・雑誌広告、特設ウェブサイト等の様々な広報媒体を用いた啓発活動「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施。

1. 概要

近年、模倣品被害の問題は世界的な広がりをみせ、被害の内容も多様化・複雑化している。模倣品の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康被害、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものであり、各国・地域や国際機関等においても重点的な対策が講じられている。

特許庁は、産業財産権保護のため意匠法・商標法等における権利侵害への罰則強化や海外進出企業への支援等を行うほか、国内の模倣品流通防止のための普及啓発事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を平成15年度から毎年度実施している。

2. メッセージ

消費者の安易な購入意識に対して、模倣品購入の悪影響を示しつつ、誘惑に負けない強い意志を持つことを訴え、「だから私は買わない」意識を醸成する。

3. キャンペーン

消費活動が活発となるクリスマス・シーズンに合わせ、新聞広告、雑誌広告等を集中的に実施。

4. 広報媒体

ポスター、新聞・雑誌広告、特設ウェブサイト、インターネットバナー等。

5. 関係省庁等との連携

知的財産戦略本部をはじめ関係省庁から協賛を得て、政府一丸となって実施。
また、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF:有志企業・団体からなる模倣品対策組織)とも連携し、官民合同で取り組み。



昨年度キャンペーン用ポスター